



学校行事で清泉寮に行ったこと、ありますか？

なぜ唐突にそんなことをお聞きしたかというと、平成24年10月に完全施行された環境教育等促進法(※1)で新たに定められた「体験の機会の場」として、北杜市の公益財団法人キープ協会の清泉寮新館などが認定されたからです。

「体験の機会の場」の認定制度とは、土地又は建物の所有者等が当該土地等を自然体験活動等の場として提供し、一定の基準を満たす場合には、都道府県知事の認定を受けることが出来る制度です。

山梨県は平成24年12月10日付けで、同協会の「清泉寮新館及びキャンプ場を含むその周辺の森林」を認定しました。

同法に基づく認定は、当事例が全国で初めてでした。

ご存知のとおり、山梨県は豊かな自然に恵まれています。この自然を活かした環境教育の実践にぴったりの清泉寮。来年度の校外学習等で訪れてみてはいかがでしょうか？



清泉寮新館

PHOTO：(公財) キープ協会佐藤陽介氏

環境教育等促進法とは？

同法の前身の環境教育推進法(※2)は、持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、人材の育成等について一定の役割を果たしてきました。その後、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の「協働」の重要性の拡大、ESD(持続可能な開発のための教育)の動きや学校教育における環境教育の関心が高まり、環境教育をなお一層充実させる必要があったことから、平成23年6月15日に公布され、平成24年10月1日に完全施行されました。

主なポイント

- (1) 基本理念の充実
- (2) 地方自治体による推進枠組みの具体化(環境教育・協働取組推進の行動計画の作成と地域協議会の設置の努力義務)
- (3) 学校教育における環境教育の充実
- (4) 環境教育の基盤強化等
- (5) 自然体験等の機会の場の提供の仕組み導入
- (6) 環境行政への民間団体の参加及び協働取組推進のための協定制度導入

※ 旧法では訓示規定が中心でしたが、新法では体験学習に重点を置いた取り組みや人材作りに関する具体的規定を充実させています。

※1 正式名：環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

※2 正式名：環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律

ペットボトルキャップの回収先を紹介します!

学校や企業、ボランティア団体等を中心に、ペットボトルのキャップを回収し、開発途上国にポリオワクチンを贈るエコキャップ運動。この運動にこれから取り組もうと考えている学校もあると思います。しかし、集めたペットボトルキャップをどうすればいいかわからないっていうことはありませんか？

そんな先生方のために、県内のペットボトルキャップ受入業者を紹介します！
※回収手続きについては、各業者にお問い合わせください。

県内の受入業者

○国土興産株式会社

〒407-0261 韮崎市中田町小田川762

TEL 0551-25-5353 FAX 0551-20-2004

○株式会社日野衛生公社

〒409-0112 上野原市上野原8154-135

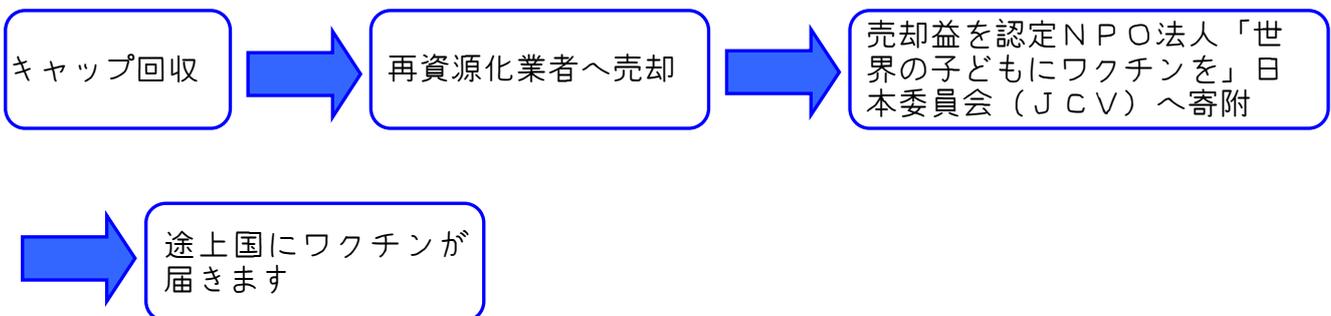
TEL 042-581-3177 FAX 042-581-4816

環境創造課のホームページでも同じ内容を掲載しています。

エコキャップ回収の取り組み

<http://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-sozo/ecocap.html>

回収から開発途上国にワクチンが届くまでの一般的な流れ



キャップ430個で10円になります。

ポリオワクチンは1本20円なので、キャップ860個でワクチン1本分になります！

ちなみに、ゴミとして焼却するとキャップ430個でCO₂が3,150g発生します。

(NPO法人エコキャップ推進協会ホームページから引用)

山梨県 環境創造課

検索

TEL 055-223-1503 環境保全担当

055-223-1506 地球温暖化対策担当

055-223-1502 新エネルギー推進担当

FAX 055-223-1507 E-mail kankyo-sozo@pref.yamanashi.lg.jp